



水俣病特措法の救済措置申請受付は平成24年7月末までです。心当たりのある方は申請を。

(お知らせ)

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく基本方針及び省令の改正(環境教育等推進専門家会議審議まとめ)に関する意見募集(パブリックコメント)について

平成24年5月1日(火)  
環境省総合環境政策局環境経済課  
環境教育推進室  
直 通 : 03-5521-8231  
代 表 : 03-3581-3351  
室 長 : 宮澤 俊輔(6240)  
室長補佐 : 井上 直己(6267)  
担 当 : 馬場 友望(6272)

平成23年6月に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が成立したことに伴い、同法に基づき設置された環境教育等推進専門家会議において、同法に基づく「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」及び省令の改正について検討がなされてきました。

この度、これらに関する審議結果がまとまりましたので、広く国民の皆様から御意見をおうかがいするため、平成24年5月1日(火)から平成24年5月31日(木)までの間、意見の募集(パブリックコメント)を実施いたします。

1. 意見募集対象

添付資料を参照

2. 募集期間

平成24年5月31日(木)17時まで(郵送の場合は同時刻必着)

3. 意見の提出方法

添付募集要領を参照の上、電子メール、郵送又はFAXのいずれかの方法で提出してください。